

財政福祉委員会

説明資料

国民健康保険制度改革（都道府県単位化）について

目 次

1	国民健康保険制度改革（都道府県単位化）の概要	1
2	愛知県国民健康保険運営方針について	3
3	国保事業費納付金について	5
4	今後の予定	7

平成29年6月30日

健康福祉局

1 国民健康保険制度改革（都道府県単位化）の概要

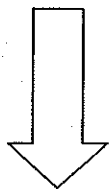
（1）法改正

平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度からは、都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的役割を担うことで、制度の安定化を図ることとされた。

（2）制度改革の概要

ア 運営の在り方の見直し

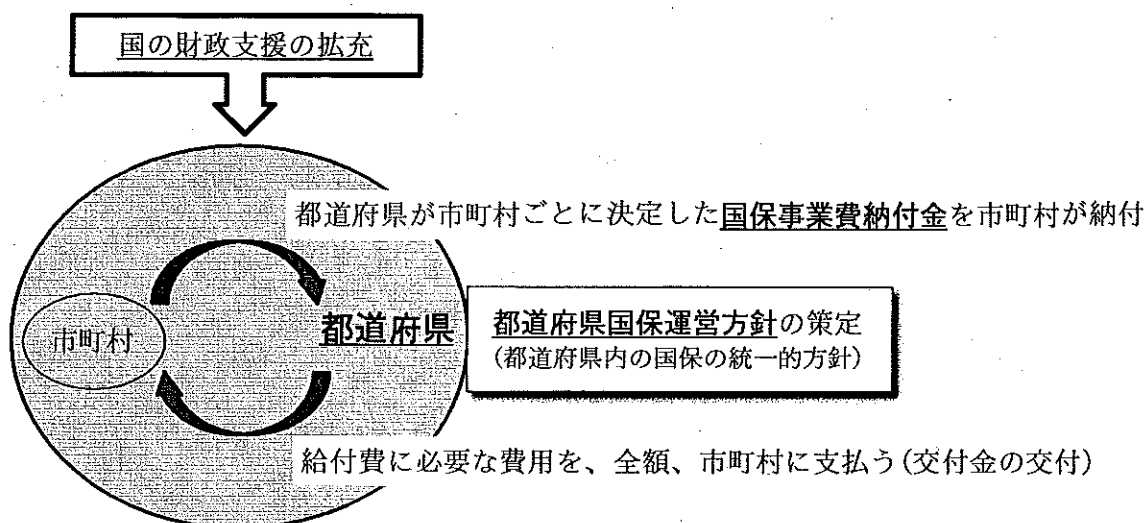
（ア）現行：市町村が個別に運営



（イ）改革後

○都道府県：財政運営責任を担うなど中心的役割を果たす。

○市町村：資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。



イ 国の財政支援の拡充

(ア) 保険者支援制度の拡充（全国で約 1,700 億円規模）

低所得者対策の強化のため、低所得者数に応じた自治体への財政支援が、平成 27 年度より拡充された。

(イ) 財政安定化基金の造成（全国で約 2,000 億円規模）

給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行う。平成 29 年度までに 1,700 億円確保するとともに、平成 32 年度末までに 2,000 億円まで積み増しの予定。

愛知県では、今後、政省令等の制度詳細が明らかになった時点で制度の運用方法等について検討が行われる。

(ウ) 国保改革に伴う財政基盤の強化（全国で約 1,700 億円規模、平成 30 年度から実施）

○ 保険者努力支援制度（700～800 億円）

医療費の適正化に向けた取組等への支援

○ 財政調整機能の強化（700～800 億円）

自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応

なお、平成 29 年夏頃に、国から上記の考え方が示される予定

ウ 被保険者に係る主な改正

区 分	現 状	改 正 後
資格管理	他市町村へ住所異動した場合、資格を喪失	同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合、資格を継続
被保険者証の表記※1	「国民健康保険被保険者証」	「 <u>愛知県</u> 国民健康保険被保険者証」 〔本市では、平成 30 年 10 月頃の証一斉更新時に合わせて変更予定〕
高額療養費 多数回該当※2	他市町村へ住所異動した場合、該当回数は引き継がれない	同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合、該当回数を引き継ぐ

※1 被保険者証の他にも同様の表記変更となる証があり、平成 30 年度以降、順次変更

※2 その月を含めて過去 12 か月間にすでに 3 回以上高額療養費の支給があった場合、4 回目以降はさらに低額の自己負担限度額が設定

2 愛知県国民健康保険運営方針について

(1) 概要

愛知県と県内市町村が一体となって、それぞれ保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、愛知県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針（以下「県運営方針」という。）を定めることとなった。

県運営方針の内容は、国保運営方針連携会議（以下「連携会議」という。）を通じて、愛知県及び県内市町村で議論され、平成 29 年 3 月 21 日に愛知県国民健康保険運営協議会（以下「県運営協議会」という。）において、県運営方針の骨子案が提示・諮問された。

(2) 県運営方針骨子案における主な記載事項（国が示す基本事項）

第 1 章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- ・医療費の動向、市町村ごとの保険料水準、財政状況等
- ・法定外一般会計繰入金等の赤字解消・削減の取組
- ・財政安定化基金の運用

第 2 章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

- ・地域の実情に応じた保険料率の一本化
- ・納付金の算定
- ・標準保険料率の算定

第 3 章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

第 4 章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

第 5 章 医療費の適正化の取組に関する事項

第 6 章 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

第 7 章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項

第 8 章 その他

(3) 法定外一般会計繰入金等の赤字解消・削減の取組の方向性

県運営方針骨子案より

- 多くの市町村において、単年度の収支は恒常的に赤字であり、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている。
- 法定外一般会計繰入のうち、平成30年度以降、解消・削減すべき範囲は、「保険者判断によるもの」と「過年度の赤字によるもの」とする。

ア 県運営方針骨子案における法定外一般会計繰入の分類と解消・削減の取組の方向性
(※分類は国の事務レベルWGの現時点の案)

①決算補填等を目的としたもの

分 類	解消・削減の 取組の方向性	(参考) 本市繰入額 (29 予算)
a) 保険者判断によるもの	各市町村の実情を考慮し、個別に削減・解消の取組を定める。	64 億円
・ 保険料の負担緩和を図るため ※本市の均等割 3%引き下げ、 年度間調整、国庫不足補填 等がこれに当たる。		
・ 任意給付に充てるため		0.006 億円
b) 過年度の赤字によるもの	原則として 5 年以内の解消・削減を目指す。	—
c) 保険者判断によらないもの		—

(計 64 億円)

②決算補填等目的以外のもの

分 類	解消・削減の 取組の方向性	(参考) 本市繰入額 (29 予算)
・ 保険料の減免額に充てるため		8 億円
・ 地方単独事業の医療給付費波及増等		11 億円
・ 保健事業費、直営診療施設、基金積立等		—

(計 19 億円)

イ 今後の予定

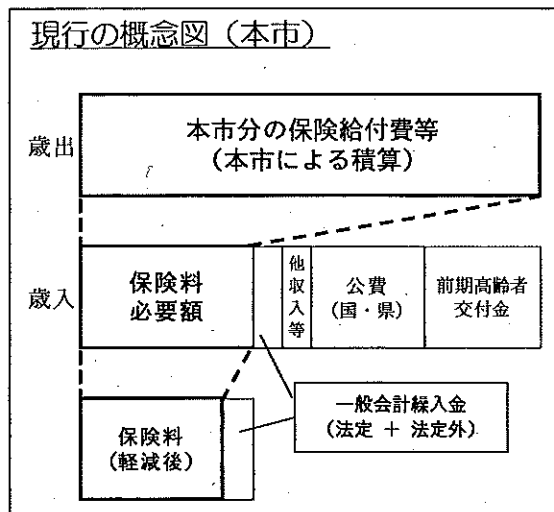
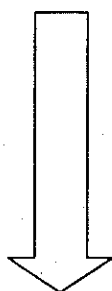
解消・削減を行うべき法定外一般会計繰入の考え方等について、引き続き、連携会議で整理

3 国保事業費納付金について

(1) 国保事業費納付金の概要

ア 現行

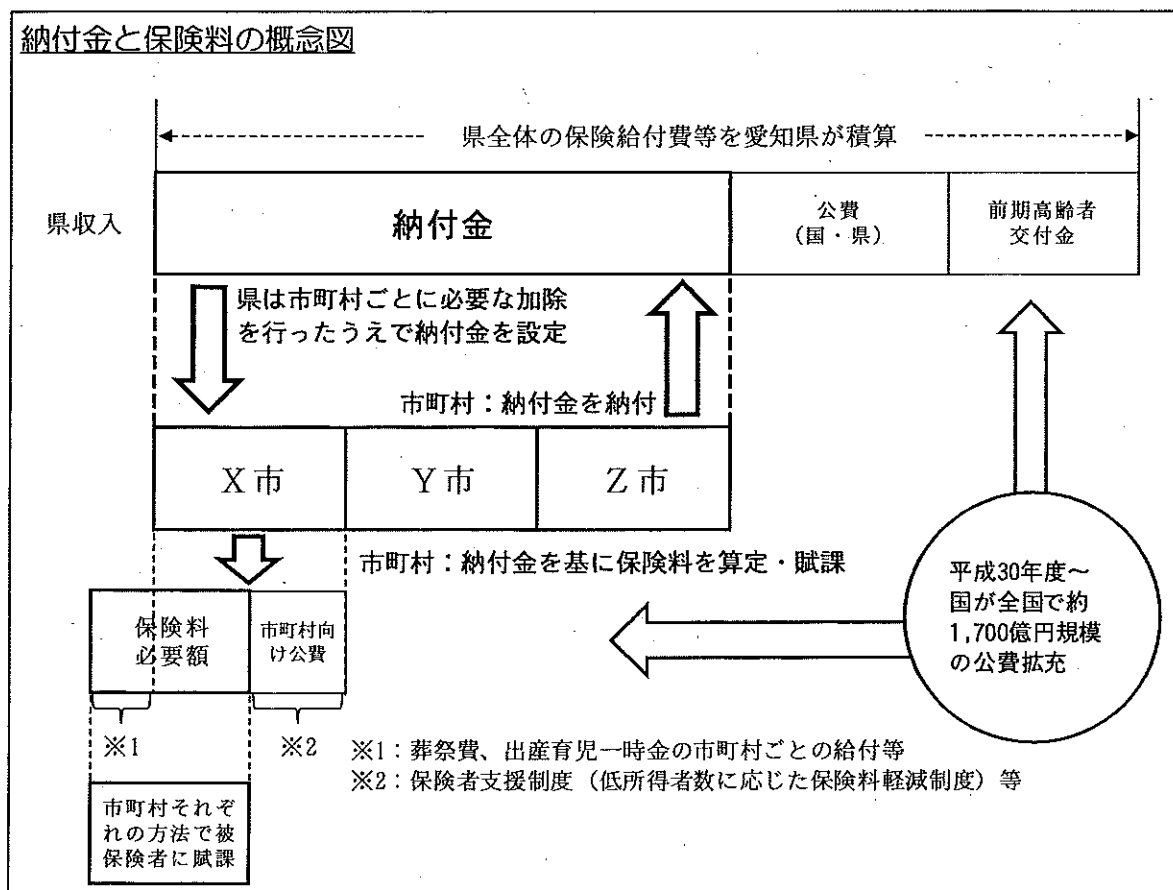
保険料算定については、各市町村で積算した保険給付費等の見込に基づき、保険料を賦課・徴収



イ 改革後

(ア) 愛知県が、県全体の保険給付費等を推計のうえ、必要な国保事業費納付金（以下「納付金」という。）を算定し、県内市町村ごとに納付金を設定

(イ) 県内市町村は、納付金に基づき保険料を算定し、それぞれの方法で保険料を賦課・徴収のうえ、愛知県に納付金を納付（本市保険料算定方法の変更の条例改正）



(2) 納付金・保険料必要額の試算

平成 29 年 3 月 21 日に開催された県運営協議会において、県内市町村における現時点の試算額が示された。

ア 主な試算条件

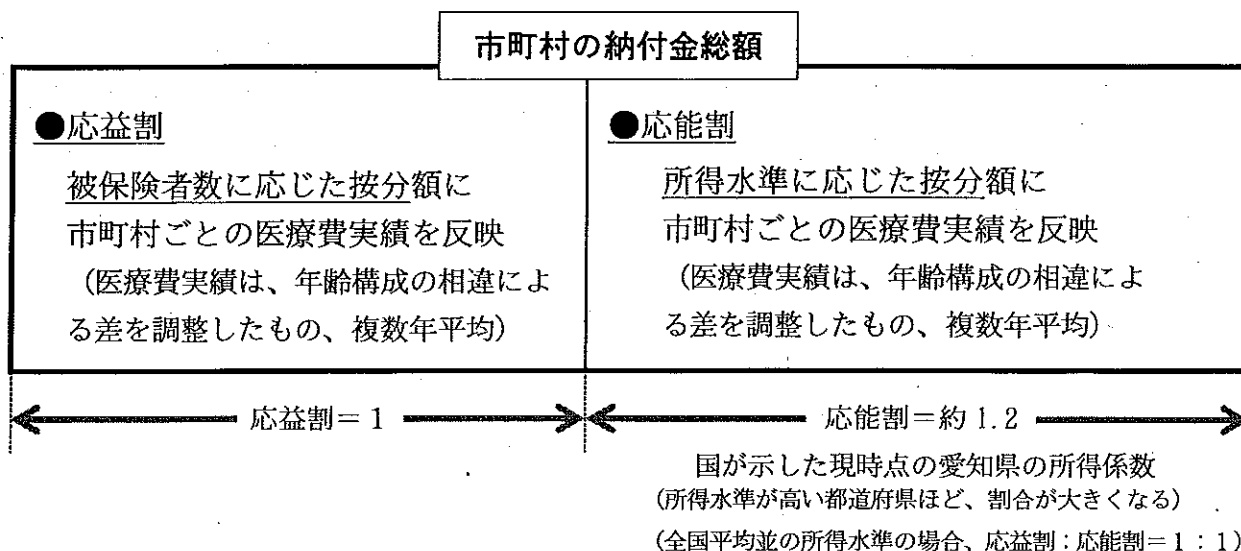
- 平成 29 年度に新制度を導入すると仮定した場合の試算額
- 県全体の医療費等は愛知県が推計しているため、本市予算額と異なる。
- 平成 30 年度から拡充される国の財政支援約 1,700 億円は考慮されていない。
- 激変緩和のための都道府県繰入金及び特例基金の投入は行っていない。

イ 現時点の試算結果（今後、試算額は増減する）

区 分		納付金額	保険料必要額
県試算	名古屋市	719 億円	654 億円
	県 全 体	2,283 億円	2,059 億円
(参考) 本市の平成 29 年度予算を 基にした保険料必要額		—	653 億円

※「保険料必要額」は、保険料軽減策（法定減額、条例減免、均等割 3%引き下げ、年度間調整、国庫不足補填等）の控除前の額

(3) 愛知県における市町村ごとの納付金額の算出の考え方



4 今後の予定

平成 29 年夏頃	<u>県</u> ・ 国からの直近の係数に基づく納付金の試算 （国の新たな財政支援 約 1,700 億円の反映）
平成 29 年 10 月頃	<u>本市</u> ・ 国民健康保険運営協議会において、本市保険料算定方法の変更について審議
平成 29 年 10 月～11 月	<u>県</u> ・ 県運営協議会において、県運営方針の素案、最終案の審議
平成 29 年 11 月以降	<u>本市</u> ・ 平成 30 年度以降の本市保険料算定に係る 条例改正案を上程 <u>県・本市</u> ・ 予算編成
平成 30 年度	・ 制度施行（新制度による保険料算定は 6 月） ・ 周知、広報